

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 題名の修正（題名関係）

法律の題名を「農地中間管理事業の推進に関する法律を廃止する等の法律」に修正すること。

第二 農地中間管理事業の推進に関する法律の廃止（第一条関係）

農地中間管理事業の推進に関する法律は、廃止すること。

第三 農業経営基盤強化促進法の一部改正に係る修正（第二条関係）

一 農地利用集積円滑化事業の農地中間管理事業への統合一体化に関する規定を削除すること。

二 農地中間管理機構に関する規定を削除すること。

三 国は、農業委員会及び農地利用集積円滑化団体がこの法律に基づいて講ずる効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積の円滑化のための措置を促進するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第四 農地法の一部改正に係る修正（第三条関係）

一 農用地利用配分計画及び農地中間管理機構に関する規定を削除すること。

二 農地利用集積円滑化団体に関する規定を削除すること。

第五 農業振興地域の整備に関する法律の一部改正に係る修正（第四条関係）

第二に伴い、農業振興地域の整備に関する法律の一部改正に関する規定を削除すること。

第六 施行期日に係る修正（附則第一条関係）

第二は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から、第七及び第八は公布の日から施行するものとする。

第七 別に定める経過措置等（附則新第六条関係）

この法律の施行に伴い必要な経過措置及び関係法律の整備については、別に法律で定めること。

第八 農業者戸別所得補償制度の導入のための法制上の措置（附則新第七条関係）

国は、米穀、麦その他の重要な農産物の生産を行う農業者に対し、その農業所得を補償するための交付金を交付するため、必要な法制上の措置を速やかに講ずるものとする。

第九 その他

その他所要の規定を整備すること。